Spark Gym 利用規約（会員様控え）

第１条 【 適用範囲 】

本規約は、株式会社エーディルタイム（以下「本部」といいます。）が、「Spark Gym」として運営する入居者専用フィットネスクラブ（以下総称して「クラブ」といいます。）およびそれに派生するサービスの利用に関し適用されるものとします。

第２条 【 運営 】

1 クラブは、本部が主体として運営するものです。
2 クラブに入会した者（以下「会員」といいます。）および会員以外で各クラブが認めた利用者（詳細については第7条に定義に以下「ビジター」といいます）は、本部の運営主体であることを了解した上で、クラブを利用するものとします。
3 会員は、クラブごとに、会費、設備およびルール等が異なることを理解します。

第３条 【 会員制度 】

1 クラブは会員制とします。
2 クラブに入会しようとするときは、本規約を承諾し、所定の入会申込書・誓約書等以下「入会申込書等」といいます。）を提出し、利用契約等の諸契約を締結することによりクラブへの入会が認められ、諸施設を利用することができます。
3 未成年の入会は認めないものとします。
4 会員は、本規約(第22条により改定されたものを含みます)、利用するクラブが入居する施設内の諸規則、その他本部が定める規則を全て遵守しなければなりません。

第４条 【 入会資格 】

次の各号のいずれかに該当する者はクラブの会員になることはできません。
（１）本規約および利用する各クラブの諸規則を遵守できない者
（２）入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
（３）タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含みます。）のある者で、クラブ内（クラブ館内のみならず、駐車場、駐輪場、その他の敷地を含みます。以下同様。）においてタトゥーの露出を一切行わないことに同意できない者
（４）過去または現在において暴力団または反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と関係を有する者と本部またはクラブが判断した者
（５）医師等により運動を禁じられている者
（６）伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある病病を有している者
（７）未成年の者
（８）所属する学校または団体においてフィットネスクラブへの入会が禁じられている者
（９）入会申込書等に含まれる「確認事項」「同意事項」等に同意できない者
（１０）その他、本部またはクラブが会員としてふさわしくないと判断した者

第5条 【 会費、セキュリティキー手数料等 】

1 クラブの会費、セキュリティキー発行手数料、その他の費用（以下「会費等」といいます。）は、本部が定めるものとします。
2 会員は、会費等を、クラブ所定の方法で支払うものとします。支払い時期は、在籍する月の月末までの分を、前月末日までに支払うものとします。但し、入会時の初回支払時期については別途定めます。
3 会員は、実際のクラブ利用の有無にかかわらず、本規約が定める会費等を全て支払う義務があります。
一旦支払った会費等は、本規約の定めがある場合を除いて返還しません。
4 本部は、会費等の改定を行うことができます。その場合、改定を行うクラブは、適用法令に従うとともに、改定料金の初回引落日２週間前までに会員に告知するものとし、以後は改定後の会費等が適用されるものとします。
5 会員が会費等その他の債務を、支払期日を過ぎても履行しない場合、本部は、会員に対し、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に年14.6%の割合で計算される金額を延滞利息として、会費等その他の債務と一括して、本部が指定する方法で支払いを求めることができるものとします。その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。

第6条 【 セキュリティキー 】

1 クラブは、会員に対しセキュリティキーを交付します。
2 会員がクラブに立ち入る際には、当該会員に交付されたセキュリティキーを提示するものとし、会員本人がセキュリティキーを携帯していない場合は、クラブに立ち入ることはできません。
3 セキュリティキーは、交付された会員本人もしくはクラブが認める利用権限を有する者のみが使用し、他の者が使用することはできません。
4 会員は、セキュリティキーを第三者に貸与することはできません。万一、セキュリティキーを貸与した場合は嫌疑退会の対象となります。
5 会員は、セキュリティキーにつき紛失、盗難、または破損が生じた場合には、速やかに本部にその旨を届けて、具体的な状況をご説明ください。本部が相当と認めるときは、会員は、再発行の手数料１，０００円（税込）を支払った上で、セキュリティキーの再発行を受けることができます。

第７条 【 会員以外のクラブの利用 】

1 本部は、次の条件をいずれも満たす場合にのみ、ビジターにクラブを利用させることができます。
その他の場合には、会員が同伴した場合を含め、会員以外の者によるクラブの利用はできません。
（１）本部がビジターについて利用料を定めているときは、これを支払うこと。
（２）事前に利用するクラブから書面による承諾を得ること。
（３）クラブの利用を、同伴した会員に認められた範囲および本部が必要に応じて制限した範囲に限ること。
2 会員は、ビジターを同伴するときは、ビジターに対し本規約に定める遵守事項を遵守させるものとします。

第８条 【 遵守事項 】

会員は、本規約に別途定める他、以下を遵守しなければなりません。
（１）クラブの利用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルールには指示に従わなければなりません。
（２）クラブの利用時は、常にクラブが定める以下の禁止事項を含むドレスコードを遵守します。
①施設または器具を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品
ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチあるいはリベット（びょう）がついている衣服、履物または服飾品等
②伸縮性に欠ける、滑りやすい、器具等に巻き込まれる可能性があるなど、トレーニングにふさわしくない衣服、履物、服飾品または装飾品 サンダル、草履、長靴等
③会員および他の会員を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品
④上半身あるいは下半身裸、裸足、下着のみ、またはそれに準じる格好
⑤ヒールが高い、または滑りやすいなど、トレーニングにふさわしくない履物
⑥その他、各クラブまたは加盟店がふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品
（３）クラブ内において、以下の行為は禁止されます。
①施設内における物品販売や営業行為、金銭の授受、賭博行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の勧誘行為、署名活動
②刃物などの危険物や他者または施設、器具を傷つける可能性のある物品の施設内への持ち込み
③正当な理由なく他者の所持品に触れること。
④他の会員またはビジターに対し、パーソナルトレーニングを行い、またはそのように評価される活動を行うこと。
⑤本規約に基づきクラブの利用を認められていない者を同伴させること。
⑥タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む）を露出させること。
⑦物を投げる、壊す、叩く等、他の会員やスタッフが恐怖を感じる危険な行為
⑧大声、騒音を発する行為、他の会員もしくはスタッフに対する暴力行為、行く手を塞ぐ等の威嚇行為または迷惑行為
⑨他の会員、ビジター、スタッフの乱し、待ち伏せし、後をつけ、またはあからさまに話しかける等の行為
⑩正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為
⑪酒気を帯びての入館
⑫動物を館内に持ち込むこと。ただし、あらかじめ利用するクラブの加盟店が承諾した補助犬は除く。
⑬他の会員の諸施設利用を妨げる行為
⑭クラブの秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷付けること。

第９条 【 入館の禁止、退場 】

1 クラブは、以下の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることができます。
（１）本規約（第８条を含み、これに限られない）およびクラブの諸規則を遵守しない者
（２）本部において、第４条に定める入会資格を欠いていると判断した者、または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者
（３）本部において、体調不良、薬物使用等により正常な施設利用ができないと判断した者
（４）本部において、著しく不潔な身体または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者
（５）本部の承諾なくセキュリティキーを持たずに入館した者
（６）本規約の手続に従わず会員以外の者を入館させた者および入館した会員以外の者
（７）自己都合により会費等の全部もしくは一部を２か月間滞納し、または会費等の全部もしくは一部を支払わない月が２か月連続した者
（８）上記の他、本部において入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者
2 クラブへの入館禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならないものとします。

第10条 【 休会および復帰 】

1 会員は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人として、本部に連絡し、所定の休会届の記入による手続きを行なった上で、月単位でクラブを休会することができます。
電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。
2 休会手続は、休会開始を希望する月の前月５日までに行うものとし、その場合、休会開始希望月の1日より休会扱いとします。各月の６日以降に休会手続がとられた場合は、翌々月の１日より休会扱いとなります。
3 休会する会員は、別に定める休会費を支払うものとします。
4 本条の休会手続きが完了しない場合は休会扱いとなりませんので、クラブのご利用がなくても通常の会費等が発生します。
5 休会していた会員は、休会届記載の終了日経過後、自動的に月単位でクラブに復帰扱いとなります。
その場合、復帰月から通常の会費等を支払うものとします。

第11条 【 退会 】

1 会員が自己都合によりクラブを退会する場合は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人をして、本部に来店し、所定の退会届の記入による手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。
電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。
2 退会手続は、退会を希望する月の５日までに行うものとし、その場合当該月の末日をもって退会となります。
各月の６日以降に退会手続がとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。
3 本条の退会手続が完了しない場合は在籍となりますので、クラブのご利用がなくても通常の会費等が発生します。
4 会費等の全部または一部が未納の場合は、第１項の退会届の提出までに完納しなければなりません。
5 会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。
6 会員が自己都合により会費等の全部もしくは一部の滞納が２か月間となった場合、または会費等の全部もしくは一部を支払わない月が２か月連続した場合は、規約退会とします。また滞納分については、全額現金または加盟店が指定した方法で支払わなくてはなりません。
7 退会に伴い、加盟店は、長期契約（１年一括前納等）に基づき既納された会費等がある場合は、これを正規料金で換算した上、月単位で経過月分を差し引いて返還するものとします。

第１２条 【 届出等 】

1 会員は、入会申込書等に記載した内容に変更があったときは、速やかにクラブにおいて、所定の手続をもって変更の届け出をしなければなりません。
2 クラブおよび本部から会員への諸通知等は、会員から届け出のあった最新の住所またはメールアドレス等あてに行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等となっても、発信後の責を負いません。

第１３条 【 規約退会 】

1 本部は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、クラブから強制的に退会させることができます。
（１）本規約（第８条を含み、これに限られない）およびクラブの諸規則を遵守しない者。
（２）クラブ内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、クラブの運営に影響が生じうると判断されるとき。
（３）本部において、第４条に定める入会資格を欠いていると判断したとき。または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき。
（４）第１１条第６項に該当したとき。
（５）その他、本部において、会員としてふさわしくない言動があったと認めたとき。
2 クラブから強制的に退会させられた会員は、退会時から「Spark Gym」を使用することができません。
3 クラブから強制的に退会させられた会員に対しては、前納分または既払分の会費等があっても、これを返還することはいたしません。
4 規約退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、「Spark Gym」への入会はできません。

第１４条 【 資格喪失 】

会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。
（1）退会
（2）死亡または法人の解散
（3）クラブを閉鎖したとき。

第１５条 【 会員資格の譲渡禁止等 】

クラブの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

第１６条 【 営業日および営業時間 】

クラブの営業日、営業時間およびスタッフ受付時間については、本部が定めます。ただし、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第１７条 【 クラブ施設の利用制限 】

1 本部は、次の理由によりクラブ施設の全部または一部の利用を制限することがあります。そのような制限がなされる場合でも、本部が別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはなく、本部は、会員に対し、特別の補償は行いません。
（１）気象・災害等により会員にその災害が及ぶと加盟店が判断し、営業が困難と認めたとき。
（2）施設、設備の点検、補修または改修をするとき。
（３）法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。
（4）その他本部が休業を必要と認めるとき。
2 前項の場合、事前にその旨を本部から電話・メール・書面等にて告示します。
ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

第１８条 【 クラブ施設の閉鎖・変更 】

1 本部は、次の理由により施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。
（1）気象・災害等により会員にその災害が及ぶと本部が判断し、営業を不可能と認めたとき。
（2）法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他加盟店の経営上やむを得ない事由が発生したとき。
（3）本部において経営上等やむを得ない事由が発生した場合にあって、３か月前に予告のうえ解散したとき。
但し、解散の原因が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、上記の予告期間を合理的に短縮することができるものとします。
2 クラブ施設の閉鎖・変更の場合、本部が別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはなく、
本部は、会員に対し、特別の補償は行いません。

第１９条 【 賠償責任 】

1 クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、本部はその故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
2 会員またはビジターは、自己の責に帰すべき原因により、クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

第２０条 【 通知予告 】

本規約およびクラブの諸事情に関する通知または予告は、クラブ所定の場所に掲示する方法または電子メール等により行います。

第２１条 【 本規約その他の諸規則の改定 】

適用法令に従い、本部は、本規約、細則、利用規定、その他クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。
本部は、本部が運営するクラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。
また、その効力は最新の改訂日をもって全ての会員に適用されます。

第２２条 【 適用法および専属的合意管轄裁判所 】

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。会員と本部の間で訴訟の必要が生じた場合、福島地方裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所とします。

第２３条 【 正本 】

本部は、本規約を外国語に翻訳し日本語と外国語との対訳形式で本規約を発行することがありますが、日本語版を正本とし、日本語版と外国語版に不一致がある場合は日本語版が優先します。

附則. 本規約は ２０２１年８月２日より発効します。